

○総務省令第 号

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第 号）の一部の施行に伴い、及び電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

(提供条件の説明)

第二十二條の二三

法第二十六條第一項の規定による同項各号に掲げる電気通信役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明(以下「提供条件概要説明」という。)は、当該電気通信役務の提供に関する契約(以下「対象契約」という。)の締結が行われるまでの間に、少なくとも次に掲げる事項(付加的な機能の提供に係る役務に係る事項を除く。以下この条及び次条第一項において「基本説明事項」という。)について行わなければならない。ただし、既に締結されている電気通信役務の提供に関する契約(以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「既契約」という。)の一部の変更を内容とする契約(既契約の更新を内容とする契約(以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「更新契約」という。)を除く。以下この条から第二十二條の二の八までにおいて「変更契約」という。)又は更新契約の締結については、この限りでない。

〔一〇十 略〕

2 変更契約又は更新契約の締結をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、少なくとも当該各号に定める事項について提供条件概要説明を行わなければならない。

〔一・二 略〕

三 更新契約の締結をしようとする場合であつて、当該更新契約における更新が次に掲げる要件のいずれにも該当するもの(以下この項において「自動更新」という。)であり、かつ、既契約と同一の提供条件で当該既契約を更新することを内容とするとき、利用者からの更新しない旨の申出、自動更新をしようとする旨、自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨並びに当該期間及び当該違約金の額に関する事項

〔イ 略〕

ロ 当該更新後の契約にその変更又は解除をすることができる期間の制限及びそれに反した場合における違約金の定めがあること。

〔削る〕

〔四 略〕

3 提供条件概要説明は、説明事項等(基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九條第十一項若しくは第六十條の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。)を分かりやすく記載した書面(カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。)を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することにより了解したとき(利用者が電話によりその意思を表示する場合にあつては、説明書面の交付に代

(提供条件の説明)

第二十二條の二三

〔同上〕

〔一〇十 同上〕

〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 更新契約の締結をしようとする場合であつて、当該更新契約における更新が次に掲げる要件(当該更新が法第二十七條の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が提供する移動電気通信役務の提供に関する更新契約におけるものである場合にあつては、イ及びロに掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するもの(以下この項において「自動更新」という。)であり、かつ、既契約と同一の提供条件で当該既契約を更新することを内容とするとき、利用者からの更新しない旨の申出、自動更新をしようとする旨、自動更新後の契約に期間及び違約金の定めがある旨並びに当該期間及び当該違約金の額に関する事項

〔イ 同上〕

〔ロ 同上〕

ハ ロの違約金の額が、当該更新後の契約に係る基本料金(電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金をいい、付加的な機能の提供に係る役務に係るものを除く。)の額を超えること。

〔四 同上〕

3 提供条件概要説明は、説明事項等(基本説明事項又は前項各号に定める事項をいい、電気通信事業者が自ら提供条件概要説明を行う場合にあつては、当該電気通信事業者の法第十一条第一項第二号に規定する登録番号又は第九條第九項若しくは第六十條の二第二項に規定する届出番号を含む。以下この条において同じ。)を分かりやすく記載した書面(カタログ、パンフレット等を含む。以下この項において「説明書面」という。)を交付して行わなければならない。ただし、利用者が、説明書面の交付に代えて、次のいずれかの方法により説明することにより了解したとき(利用者が電話によりその意思を表示する場合にあつては、説明書面の交付に代

えて、次のいずれかの方法により説明することを求めたとき（その理由が、書面の交付を求めないことを条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するものであるときを除く。）は、これらの方法によることができる。

〔一〕六 略

〔4〕6 略  
（媒介等の業務の届出等）

第三十九条 法第七十三条の二第一項の規定による媒介等の業務の届出をしようとする者は、様式第三十三の届出書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

〔一〕三 略

〔2〕4 略  
5 法第七十三条の二第二項ただし書の総務省令で定める軽微な変更は、同条第一項第二号又は第三号に掲げる事項のみの変更とする。

6 略  
9 略

（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）  
第四十条 法第七十三条の三において準用する法第二十六条第一項の規定による同項の電気通信役務の提供条件概要説明には、第二十二條の二の三第一項から第五項までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

〔略〕	電気通信事業者が	届出媒介等業務受託者が
第二十二條の二の三第三項	当該電気通信事業者の法第十一條第一項第二号に規定する登録番号又は第九條第十一項若しくは第六十條の二第二項に規定する届出番号を含む。	当該届出媒介等業務受託者の第三十九條第二項に規定する届出番号を含む。

て、次のいずれかの方法により説明することを求めたとき（その理由が、書面の交付を求めないことを条件とした利益の供与であるとき又は電気通信事業者による誘導に起因するものであるときを除く。）は、これらの方法によることができる。

〔一〕六 同上

〔4〕6 同上  
（媒介等の業務の届出等）

第三十九条 〔同上〕

〔一〕三 同上

〔2〕4 同上

〔新設〕

5 略  
8 略  
（電気通信事業者の業務に関する規定の準用）  
第四十条 〔同上〕

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
第二十二條の二の三第三項	当該電気通信事業者の法第十一條第一項第二号に規定する登録番号又は第九條第九項若しくは第六十條の二第二項に規定する届出番号を含む。	当該届出媒介等業務受託者の第三十九條第二項に規定する届出番号を含む。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

〔2〕5 略

〔2〕5 同上

附 則

この省令は、電気通信事業法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年 月 日）から施行する。